

(3) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項（法第15条第1項及び法附則第4条第1項）

小項目 No. 29 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い

【中期計画】

(イ) 前期中期目標の期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、改正機構法の施行に向けた組織及び業務の統合に関連した経費の支出並びにやむを得ない事由により前期中期目標期間中に完了しなかった業務の財源に充てることとする。

(ロ) 前期中期目標期間中に回収した債権又は資金で、独立行政法人国際協力機構法施行令第2条の定めるところにより主務大臣の承認を受けた金額については、改正機構法の施行に向けた組織及び業務の統合に関連した施設・設備の整備、改修等の財源に充てることとする。

【年度計画】

ア. 前期中期目標期間中の繰越積立金は、改正機構法の施行に向けた組織及び業務の統合に関連した経費の支出並びにやむを得ない事由により前期中期目標期間中に完了しなかった業務の財源に充当する。

イ. 前期中期目標期間中に回収した債権又は資金は、改正機構法の施行に向けた組織及び業務の統合に関連した施設・設備の整備、改修等の財源に充当する。

【当年度における取組】

前期中期目標期間の最終事業年度における積立金及び前期中期目標期間中に回収した債権及び資金について、法令等に基づき、改正機構法の施行に向けた組織及び業務の統合に関連した支出の財源に充当するものとして、平成19年6月に承認を受けた。19年度は、新JICA発足に伴うシステム統合経費等に係る費用として188百万円を支出した。

1. 積立金の使途

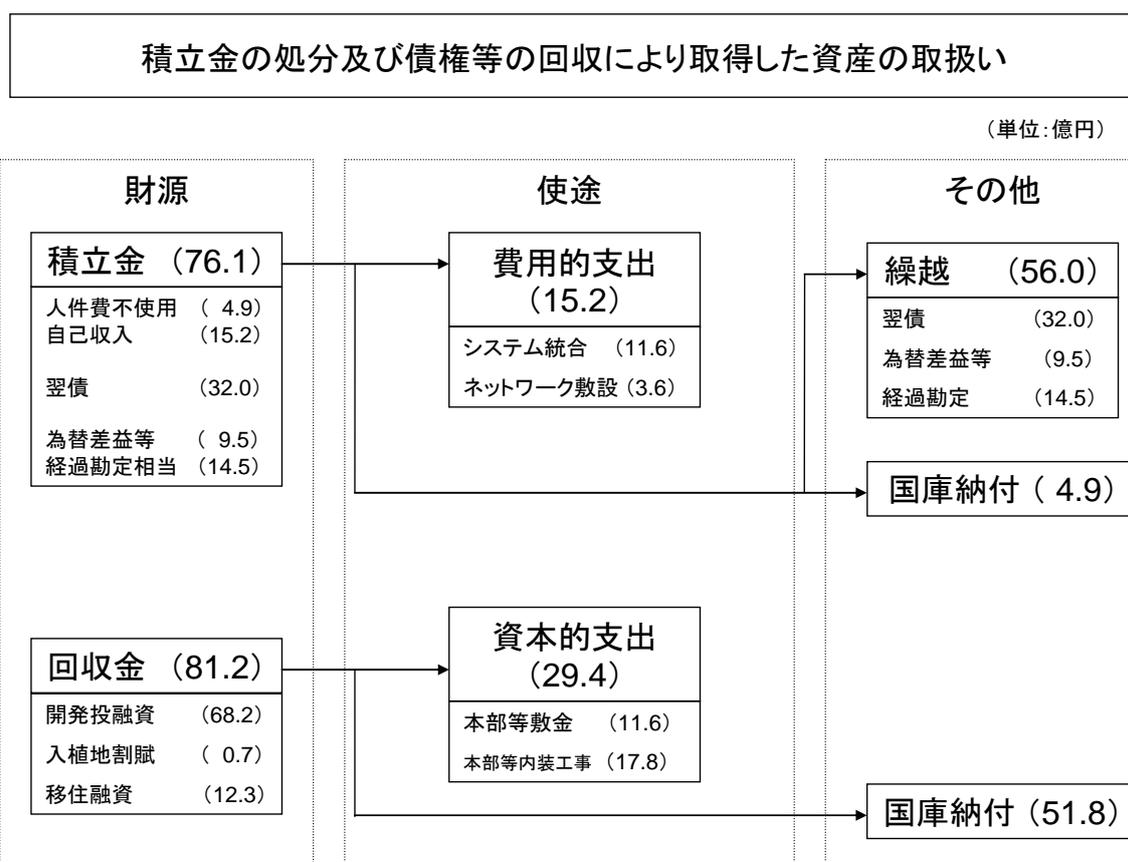
前期中期目標期間の最終事業年度における積立金（7,613百万円）のうち、7,123百万円について、独立行政法人通則法第44条第1項及び第5項、独立行政法人国際協力機構法第15条、独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第5条、独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令第15条に基づき、外務省独立行政法人評価委員会の意見聴取の上、19年6月に主務大臣より承認された。承認額のうち、1,520百万円は改正機構法の施行に向けた組織及び業務の統合に関連した経費（費用的支出）の財源に充当し、5,603百万円は18年度予算で契約した業務の未支出分等、やむを得ない事由により前期中期目標期間中に完了しなかった業務の財源に充当することとしている。なお、前期中期目標期間の最終事業年度における積立金から承認額を差し引いた残額（490百万円）は19年7月に国庫納付した。

19年度は、承認額のうち180百万円を新JICA発足に伴うシステム等統合経費及びネットワーク敷設経費の財源に充当した。残額は、20年度以降におけるシステム等統合経費及びネットワーク敷設経費に係る費用に充てる予定。

2. 前中期目標期間中に回収した債権又は資金の用途

前中期目標期間中に回収した債権又は資金（8,116百万円）のうち、2,941百万円について、独立行政法人国際協力機構法附則第4条、独立行政法人国際協力機構法施行令第2条及び第3条並びに独立行政法人国際協力機構中期計画（7.（3）積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項）に基づき、改正機構法の施行に向けた組織及び業務の統合に関連した施設整備等の資本的支出の財源に充当するものとして、19年6月に主務大臣より承認された。なお、前中期目標期間中に回収した債権又は資金から承認額を差し引いた残額（5,175百万円）は19年7月に国庫納付した。

19年度は、承認額2,941百万円のうち8百万円を在外事務所の統合に係る入居工事費の財源に充当した。残額は、20年度以降における本部事務所等敷金及び内装工事に係る費用に充てる予定。



(注)四捨五入の関係上、合計は一致しない。

(4) その他中期目標を達成するために必要な事項

小項目 No. 30 監査の充実

【中期計画】

(イ) 監査の充実

外部監査の実施等監査の充実を図り、適正な業務運営を図る。

【年度計画】

会計監査人による外部監査に加え、内部監査については在外における業務の実施状況等を中心として監査の充実を図る。

【当年度における取組】

会計監査人による監査、内部監査を実施し、監査結果に基づく改善の指示・再発防止への注意喚起を行うとともに、その改善措置状況等についても組織内で共有し、組織全体としてフォローアップを行った。また、コンプライアンスに関する職員の基礎知識習得を目的としたコンプライアンスセミナーを開催した。

1. 会計監査人による監査

平成18事業年度の財務諸表について、会計監査人（新日本監査法人）による監査を受け、19年6月29日に外務大臣から承認を受けた。19事業年度については期中監査を19年10月から20年3月までの間に、本部においては毎月実施し、国内機関及び在外事務所については以下のとおり実施した（なお、19事業年度の財務諸表についての本部期末監査は20年6月から2週間実施。）。

3 国内機関 : JICA九州、JICA北陸、JICA東京（20年4月実施）

6 在外事務所 : ホンジュラス事務所、アルゼンチン事務所、マレーシア事務所、
インドネシア事務所、マラウイ事務所、南アフリカ事務所

会計監査人からは、現金と帳簿の照合を毎日行うべきといった軽微な指導を除き、特段の指摘はなく、これらの指導については、いずれも速やかに是正するとともに、今後、同様の指導を受けることがないよう機構内で注意喚起した。

2. 内部監査

18年度の内部監査の結果については、19年3月に理事長に報告するとともに、19年7月に報告書を本部、国内機関及び在外機関に配布した。また、その概要について、ホームページで公開した。

19年度は、以下の本部、国内機関及び在外機関（プロジェクト等の協力活動現場を含む。）を対象として、監査室が業務・会計監査を行い、関係部署に対してその改善を指示した。監査結果は、20年3月に理事長に報告するとともに、その内容についてとりまとめた報告書を作成中。

「独立行政法人整理合理化計画」の策定も踏まえ、20年1月に「随意契約に係る内部監査チェック要領」（執務参考資料）を作成した。また、内部統制の強化の観点から、19年10月に会計監査人と監査室の間で意見交換を実施した。監査室から、内部監査の実施体制や実施状況について説明し、会計監査人からも有意義であるとのコメントがあった。

本 部：総務部、人事部、経理部、調達部他（18部局）

国内機関：JICA地球ひろば、JICA横浜、JICA中部、JICA北陸（4機関）

在外機関：ベトナム事務所、バングラデシュ事務所、フィジー事務所、サモア駐在員、ドミニカ共和国事務所、グアテマラ駐在員、パナマ駐在員、エジプト事務所、モロッコ事務所、エチオピア事務所、ナイジェリア事務所、ニジェール事務所（12機関11プロジェクト）

また、特定テーマを対象とした監査として、情報セキュリティ監査（本部4部局、国内2機関）及び環境マネジメント（ISO）に係る内部環境監査（本部全部局及び国内全機関）を実施した。

さらに、コンプライアンスに関する職員の基礎知識習得を目的としたコンプライアンスセミナー（法務チーム主催）を20年3月に実施し、本部職員31人が参加した。（4月には国内機関職員向けセミナーをテレビ会議システムを利用して開催した（参加者62人）。

小項目 No. 31 各年度の業績評価

【中期計画】

(ロ) 各年度の業績評価

各年度の業績に関し、外部有識者を含めて法人内部で評価を行い、業務運営に反映させる。

【年度計画】

年度計画に基づき執行された各事項の業績について、外部有識者を含めて内部で評価を行い、その結果を以降の業務運営に反映させる。

【当年度における取組】

平成19年度は、引続き内部評価体制（業績評価委員会及び外部検討委員）を活用し、18年度及び第1期中期目標期間の業務実績報告のとりまとめと自己評価を行った。評価結果については、フォローアップを実施し、的確に業務運営に反映させた。

1. 評価結果の業務運営への反映

19年度は、18年度及び第1期中期目標期間の業務実績報告のとりまとめと自己評価を行うとともに、評価結果についてはフォローアップを実施した。

業績評価の所管部署（業績評価チーム）が、機構の業務実績のモニタリング（年2回）を実施した上で、総務担当理事を長とする「業績評価委員会」が業績報告、自己評価等について審議を行い、理事会に報告した。また、自己評価の客観性の担保と質の向上を図るため、外部有識者3名を外部検討委員として委嘱し、18年度及び第1期中期目標期間の業績報告、19年度の業績監理等についてその意見を反映するとともに、第2期中期計画に定める国内拠点の利用状況等及び随意契約の妥当性にかかる第三者による検証の試行を行った。外務省独立行政法人評価委員会及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の18年度及び第1期中期目標期間の評価結果については、フォローアップを実施し、的確に業務運営に反映させた。

また、19年度は、第2期中期目標期間の初年度として、外務省独立行政法人評価委員会及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会による指摘、独法整理合理化計画等も踏まえつつ、機構内で調整の上、第2期中期計画の評価項目及び評価指標案を作成するとともに、19年度業務実績のモニタリング、とりまとめを行った。

2. 部局毎の業務運営への反映

中期計画に基づく年度計画の達成を各部局の業務運営及び人事評価と連動させるため、「部署別年間業務計画」を引き続き作成した。本部・国内機関・在外事務所の全計画を担当理事が確認し、本部分については理事会に報告した。また、年2回の人事評価において、部署別計画の達成状況を基に、部門長の業績が評価に反映された。

19年度は、関係部局と調整し、第2期中期計画の達成に向けて組織横断的に取り組む課題を整理した上で、20年度部署別年間業務計画に的確に反映させるよう指示を行った。

3. 機構内部での周知

業績評価制度や評価結果に関する職員の理解・認識向上を図るため、19年9月に「業績評価セミナー」を開催し、329人が参加した（本部向け2回、国内機関向け1回、在外事務所向け3回の計6回）。なお、国内機関及び在外事務所については、テレビ会議システムを利用して実施した。アンケートでは、回答者のほぼ全員から「有意義だった」との回答が得られた。また、業績評価に関連する資料及び最新情報を掲載するグループウェア上の業績評価データベースを随時更新し、関係者の理解と評価結果の活用を図った。

〈資料編〉

1. 国別・課題別の取組

(1) 国別の取組

19年度に実施した国別のプロジェクトの概況は以下のとおり。(プロジェクト件数は技術協力プロジェクト、開発調査及び無償資金協力基本設計調査の合計数。)

①東南アジア地域

ア. インドネシア

- (ア) 「民間主導の持続的な成長」実現のための支援：24件
- (イ) 「民主的で公正な社会造り」のための支援：31件
- (ウ) 「平和と安定」のための支援：17件
- (エ) その他：9件

イ. マレーシア

- (ア) 経済連携協定：12件
- (イ) 環境保全：3件
- (ウ) 社会福祉：1件
- (エ) 南南協力：1件
- (オ) 非伝統的安全保障：5件

ウ. フィリピン

- (ア) 雇用機会の創出に向けた持続的成長：18件
- (イ) 貧困削減：13件
- (ウ) ミンダナオにおける平和と安定への支援：17件

エ. タイ

- (ア) 持続的成長のための競争力強化：15件
- (イ) 社会の成熟化に伴う問題への対応：6件
- (ウ) 人間の安全保障：1件
- (エ) 地域協力：12件

オ. ミャンマー

- (ア) 人道支援：14件
- (イ) 民主化・経済構造改革支援：3件

カ. ベトナム

- (ア) 成長促進：18件
- (イ) 生活・社会面での改善：26件
- (ウ) 制度整備：2件
- (エ) その他：1件

キ. ラオス

- (ア) 基礎教育の充実：2件
- (イ) 保健医療サービス改善：5件
- (ウ) 農村地域開発及び持続的森林資源の活用：6件
- (エ) 社会経済インフラ整備及び既存インフラの有効活用：5件
- (オ) 民間セクター強化に向けた制度構築及び人材育成：4件
- (カ) 行政能力の向上及び制度構築：4件

ク. カンボジア

- (ア) グッド・ガバナンスの推進：11件
- (イ) 経済・産業振興：9件
- (ウ) 農業・農村開発：7件
- (エ) 社会セクター開発：7件

②東アジア地域

ア. 中華人民共和国

- (ア) 環境問題など地球規模の問題に対処するための協力：15件
- (イ) 改革・開放支援：9件
- (ウ) 相互理解の促進：1件

イ. モンゴル

- (ア) 市場経済を担う制度整備・人材育成：6件
- (イ) 地方開発：2件
- (ウ) 環境保全：4件
- (エ) 経済活動促進のためのインフラ整備：2件

③南西アジア地域

ア. バングラデシュ

- (ア) 経済成長（民間セクター開発、運輸、電力、農業・農村開発）：6件
- (イ) 社会開発と人間の安全保障（教育、保健、環境、災害対策等）：4件
- (ウ) ガバナンス：1件
- (エ) その他
サイクロン災害に対するファスト・トラック適用による緊急・復興支援を実施した。

イ. インド

- (ア) 経済開発・インフラ整備：4件
- (イ) 貧困対策（保健医療・農村開発）：6件
- (ウ) 環境対策：3件

ウ. ネパール

- (ア) 社会分野：4件
- (イ) 農業開発：2件
- (ウ) 経済基盤整備：3件
- (エ) 環境保全
集団研修及びボランティア派遣を行った。
- (オ) 紛争後の復興と紛争要因の排除
国別研修及びプロジェクト形成支援を行った。
- (カ) その他：1件

エ. パキスタン

- (ア) 人間の安全保障の確保と人間開発（保健・衛生・教育）：4件
- (イ) 健全な市場経済の発達（水資源・灌漑、農業、経済基盤・経済発展）：7件
- (ウ) 分野横断的イシュー（ジェンダー、環境、ガバナンス）：3件
- (エ) バランスの取れた地域社会・経済の発展：1件
- (オ) その他：1件

オ. スリランカ

- (ア) 平和の定着と復興支援：3件
- (イ) 中長期開発ビジョン援助計画（経済基盤整備、外貨獲得能力向上に対する支援、貧困対策）：14件
- (ウ) 津波災害復興：4件

④中米・カリブ地域

ア. ホンジュラス

- (ア) 基礎教育：1件
- (イ) 保健医療及び水：4件
- (ウ) 農村部地域開発：2件
- (エ) 競争力強化
課題別研修を実施した

- (オ) 市民安全
フォローアップ協力を行った。
- (カ) 防災：1件

イ. メキシコ

- (ア) 人間の安全保障の向上と貧困削減：7件
- (イ) 産業開発と地域振興：1件
- (ウ) 地球環境問題及び水の衛生と供給：7件

⑤南米地域

ア. ボリビア

- (ア) 社会開発：13件
- (イ) 生産向上：6件
- (ウ) 制度・ガバナンス：1件

イ. ブラジル

- (ア) 環境保全：3件
- (イ) 格差是正のための地域振興・社会開発：3件
- (ウ) J B P P (日本・ブラジル・パートナーシップ・プログラム)：11件

ウ. パラグアイ

- (ア) 貧困対策：6件
- (イ) 持続的経済開発：9件
- (ウ) ガバナンス：1件

⑥アフリカ地域

ア. ガーナ

- (ア) 地方農村部の活性化：10件
- (イ) 産業育成：7件
- (ウ) 行政能力の向上・制度整備：1件

イ. ケニア

- (ア) 人材育成：4件
- (イ) 農業開発：4件
- (ウ) 環境保全：5件
- (エ) 保健・医療：4件
- (オ) 経済インフラ整備：6件

ウ. マラウイ

- (ア) 食糧安全保障：3件
- (イ) 人的資本開発：3件
- (ウ) 持続的経済開発：3件

エ. タンザニア

- (ア) 農業・零細企業の振興：4件
- (イ) 人口、エイズ及び子供の健康問題への対応：4件
- (ウ) 基礎教育支援
在外技術研修、集団研修を行った。
- (エ) 都市部における基礎インフラ整備等による生活環境改善：8件
- (オ) 貧困削減のための行財政能力強化：3件

オ. ザンビア

- (ア) 農村開発を中心とする貧困対策への支援：4件
- (イ) 費用対効果の高い保健医療サービスの充実：6件
- (ウ) 貧困削減のための経済成長に資する産業開発：7件

(エ) 自立発展に向けた人材育成・制度構築：3件

(オ) 地域相互協力の促進

分野横断的課題であるため、上記（ア）～（エ）中に本課題との共通案件が含まれる。

カ. セネガル

(ア) 基礎生活の向上（水供給、教育・人的資源開発、保健医療）：4件

(イ) 環境（砂漠化防止）：2件

(ウ) 経済成長を通じた貧困削減（農水産業、インフラ）：4件

キ. エチオピア

(ア) 農業・農村開発：4件

(イ) 水資源開発：5件

(ウ) 社会経済インフラ：1件

(エ) 教育：3件

(オ) 保健：2件

⑦中東地域

ア. アフガニスタン

(ア) 地方農村総合開発（農業・農村開発）：4件

(イ) 中長期的開発のためのキャパシティディベロップメント（教育、保健医療、運輸交通、水資源、ジェンダー、ANDS（国家開発戦略）支援）：12件

イ. エジプト

(ア) 持続的成長と雇用創出の実現：7件

(イ) 貧困削減と生活の質の向上：7件

(ウ) 地域安定化の促進：11件

ウ. シリア

(ア) 経済・社会システムの近代化：2件

(イ) 水資源管理と効率的な利用：2件

(ウ) 社会サービスの拡充：2件

(エ) 環境保全：2件

(2) 開発課題別の取組

19年度に実施した開発課題別のプロジェクトの概況と質の向上のための取組は以下のとおり。(プロジェクト件数は技術協力プロジェクト、開発調査及び無償資金協力基本設計調査の合計数。)

①ガバナンス

ア. ガバナンス分野の協力については、以下のとおりプロジェクトを実施した。

- (ア) 行政基盤：35件
- (イ) 法と司法：9件
- (ウ) 公共安全：5件
- (エ) 統計：2件
- (オ) 民主的制度：4件

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。

- (ア) 課題別指針については、「統計」分野を策定するとともに、「法制度整備」分野の草案を作成した。
- (イ) ガバナンス分野に係るナレッジサイトの内容の充実を図った。
- (ウ) 法整備支援分野に係る国内委員会の役割を案件の特性・段階別に見直した。また、カンボジアにおける法制度整備支援及び法曹養成のプロジェクト期間の終了に際し、弁護士育成プロジェクトと組み合わせてプログラム化し、その上で新たなプロジェクトを立ち上げた。

②平和構築支援

ア. 平和構築支援については、社会資本の復興に対する支援(社会基盤整備)、経済活動の復興に対する支援(経済基盤整備)、政府の統治機能の回復に対する支援(ガバナンス)、治安強化に資する支援(治安回復)に加え、社会的弱者にも目を向けた支援を実施した。具体的には、紛争の影響を大きく受けているスリランカの北部及び東部を対象とした「トリンコマリー県住民参加型農業農村復興開発計画プロジェクト」、「コミュニティ・アプローチによるマナー県復旧・復興計画プロジェクト」(社会基盤整備)、フィリピン・ミンダナオ地域を対象とした「ミンダナオ紛争影響地域社会経済復興支援調査」(経済基盤整備)、カンボジア「法制度整備プロジェクト」、「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト」、「カンボジア弁護士会司法支援プロジェクト」(ガバナンス)、エリトリア「除隊兵士の社会復帰のための基礎訓練プロジェクト」、ルワンダ「障害を持つ除隊兵士の社会復帰のための技能訓練プロジェクト」(治安回復)、コロンビア「地雷被災者を中心とした障害者総合リハビリテーション体制強化」、ボスニア・ヘルツェゴビナ「スレブレニツァにおけるコミュニティ開発を通じた信頼醸成プロジェクト」(社会的弱者支援)等を実施した。

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。

- (ア) 3カ国(コロンビア、フィリピン(ミンダナオ地域)、コンゴ民主共和国)における平和構築アセスメント(Peace-building Needs and Impact Assessment; PNA)の実施を通じ、PNAマニュアルの改訂を行い、各復興支援事業において紛争予防配慮を行った。
- (イ) コンゴ民主共和国、ブルンジ、スーダン等で、現地の国際連合難民高等弁務官事務所(UNHCR)と情報交換し、当該国における協力方針や個別案件の計画に反映した。

③ジェンダーと開発

ア. ジェンダーと開発の協力については、以下のとおりプロジェクトを実施した。

- (ア) ジェンダー平等政策・制度支援案件：4件
- (イ) 女性を主な裨益対象とする案件：23件
- (ウ) ジェンダー活動統合案件：109件

イ. 協力事業の質の向上を目的として、以下の各種会合を開催した。

- (ア) 課題別支援委員会 2回
- (イ) 分野課題タスク会合 3回
- (ウ) ジェンダー担当者会議 5回(本部2回、国内機関1回、在外事務所2回)

④情報通信技術

ア. 情報通信技術分野の協力については、以下のとおりプロジェクトを実施した。

- (ア) IT政策策定能力の向上：4件
- (イ) IT人材の育成：8件
- (ウ) 通信基盤の整備：1件

- (エ) 各分野へのIT活用による効率・効果の向上：3件
- (オ) IT活用による援助における効率・効果の向上
遠隔講義・セミナーの実施やマルチメディア教材の作成を中心とする遠隔技術協力を実施した。

(カ) 放送分野：3件

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。

- (ア) 19年7月に第1回情報通信分野課題別支援委員会を開催し、課題タスクフォースの活動状況、プロジェクト研究（アフリカ情報通信協力方針）及び調査研究（電子政府）の成果等を報告した。
- (イ) 国連アジア太平洋経済社会委員会（UNESCAP）との間で、情報通信分野に係る情報交換を行った。

⑤運輸交通

ア. 運輸交通分野の協力については、以下のとおりプロジェクトを実施した。

(ア) 運輸交通インフラ整備：42件

(イ) 運輸交通セクターでのキャパシティ・ディベロップメント支援：34件

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。

(ア) インドネシアにおける民間主導の経済成長促進プログラムに係る関係者間協議を実施し、その策定を支援するとともに、ASEAN地域プログラムの航空管制の次世代化、海上保安及びクロスボーダー交通の案件形成及び実施を促進した。また、パキスタン地震災害緊急復旧復興支援の一環として、地すべりセミナーを開催し、地すべり写真判読や土質解析に係る技術移転を行った。

(イ) 第3回運輸交通分野課題別支援委員会を開催し、運輸交通課題タスクフォースの活動状況及びプロジェクト研究の成果について報告した。

⑥都市開発・地域開発

ア. 都市開発・地域開発分野の協力については、以下のとおりプロジェクトを実施した。

(ア) 都市の持続的成長：10件

(イ) 都市内貧困削減：3件

(ウ) 都市開発セクターでのキャパシティ・ディベロップメント支援：9件

(エ) 都市基本情報整備：10件

(オ) 地域間格差の是正：11件

(カ) 地方自治体におけるキャパシティ・ディベロップメント支援：14件

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。

(ア) 19年12月に課題別支援委員会を開催し、有償資金協力を含む課題別指針の見直しの準備を行った。

(イ) 都市・地域開発分野で実施中又は終了した案件の実施計画書等をナレッジサイトに掲載した。また、今後、当該分野に係る研修用教材として活用すべく、文献調査、有識者へのヒアリング等を通じて、日本の経験に関する基本情報整備に着手した。

⑦教育

ア. 教育分野の協力については、以下のとおりプロジェクトを実施した。

(ア) 基礎教育：58件

(イ) 高等教育：9件

(ウ) 産業技術教育・職業訓練：14件

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。

(ア) 高等教育及び産業技術教育・職業訓練分野の重点地域に係る方針案を作成した。

(イ) 以下のプロジェクト研究を行い、経験・知見の体系化を図るとともに、教育分野に係るナレッジサイトのコンテンツの充実を図った。

「ボトムアップの学校運営改善・教育強化アプローチの有効性と課題」

「中等理数科学力調査統計分析」

「産業技術教育・職業訓練案件に係る評価の枠組み」

「高等教育機関および学部設置に係る考察」

「科学技術分野に係るJICAの協力アプローチについて」

(ウ) 以下の公開シンポジウム・セミナーを実施するとともに、Education for All, Fast Track Initiative, Association for Development of Education in Africa等の国際会議への参加を通じて、援助協調における機構の協力の位置づけや重要性について発信した。

「ネットワークの可能性：グローバル社会における科学技術と高等教育支援」

「E F A達成に向けた日本の取り組み」

「米村でんじろう先生が見たアフリカ理数科教育の世界&青年海外協力隊OB／OGとの座談会」

⑧社会保障

ア. 社会保障分野の協力については、以下のとおりプロジェクトを実施した。

(ア) 社会保険・社会福祉：6件

(イ) 障害者支援：12件

(ウ) 労働・雇用：5件

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。

(ア) 福岡市が主催するアジア高齢社会研究センター構想検討委員会に参画し、機構の取組を発信するとともに、高齢者福祉に関する日本の経験の整理及びアジア地域への支援に係る提言のとりまとめに協力した。

(イ) 「アジア太平洋障害者支援プロジェクト」に係る公開セミナーを開催した。また、「障害者支援の援助効果に関する考察」に関する調査研究を開始した。

(ウ) 労働安全衛生分野の効果的アプローチに関する考え方をとりまとめ、ナレッジサイトで公開した。

(エ) 各種国際会議（厚生労働省、日本障害者リハビリテーション協会、世界保健機関（WHO）、国際移住機関（IOM）等）において、機構の社会保障分野の取組について発信するとともに、他機関の取組について情報収集を行った。また、JICA-WHO連携の枠組に係る合意文書を締結した。

⑨保健医療

ア. 保健医療分野の協力については、以下のとおりプロジェクトを実施した。

(ア) 保健システム開発・復興：36件

(イ) リプロダクティブヘルス・母子保健：31件

(ウ) 保健人材育成：28件

(エ) 感染症対策：44件

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。

(ア) 「保健医療分野におけるプロジェクト形成の手引き(案)」を作成し、各種研修で活用した。

(イ) キャパシティ・ディベロップメントを構成する3要素(制度作り、組織作り、人作り)に係る包括的な取組を、一つのプロジェクトにおいて同時に展開する協力を行った。具体例として、アフガニスタン国リプロダクティブヘルスプロジェクト及び結核対策プロジェクトにおいて、国家政策策定支援、公衆衛生省の組織作り(リプロダクティブヘルス部の創設、国家結核プログラム業務内容及びスタッフ体制の整備等)及び保健医療関係者の研修を通じた人造りの取組を実施中。

(ウ) 機構の保健協力に関する展示、講演会や、世界保健機関（WHO）及び財団法人家族計画国際協力財団（JOICFP）との連携による母子保健セミナー等を開催した。また、保健分野の国際協力に関する新聞記事（朝日小学生新聞）の企画に参画した（19年度4回掲載）。

(エ) 保健システム強化に関する世界保健機関（WHO）の動向及びそれを踏まえた機構の実践と知見を、公開セミナー、国際会議等を通じ広く発信した。また、機構の保健分野に係る技術協力の強みや成功例について、シャーガス病対策国際会議、国際結核肺疾患連合総会等を通じて、広く発信した。

(オ) 開発途上国の保健財政(資金確保・供給機能)を強化するための技術協力のあり方について調査研究を行うとともに、垂直的資金(特定疾病対策を目的とする国際基金(The Global Fund to Fight AIDs等))、水平的資金(セクター・バスケット・ファンド(被援助国政府の一般財政に投入される各援助国・機関からの資金援助)等)及び財団、大学等民間部門との効果的な連携のあり方に係る調査研究を行った。

⑩自然環境保全

ア. 自然環境保全分野の協力については、以下のとおりプロジェクトを実施した。

(ア) 自然資源の持続的利用：28件

(イ) 生物多様性の高い地域の生態系保全：14件

(ウ) 荒廃地の植生回復：4件

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。

(ア) 「自然環境保全」分野の課題別指針案を作成した。

(イ) 「プロジェクトデザインの留意事項」(執務参考資料)を作成した。また、自然環境保全分野の有用リンク集、各種勉強会の資料、課題別研修情報等をナレッジサイトに掲載し、コンテンツの充

- 実を図った。
- (ウ) 自然環境保全タスクフォースのメールマガジンを月1回発行し、注目されている話題、プロジェクトの紹介、ナレッジサイト内の優良コンテンツの紹介等、自然環境保全分野の有用情報の発信に努めた。
 - (エ) 参加型自然環境保全・生計向上に関連する案件の事例分析を行い、報告書を作成するとともに、その成果を国際会議及び公開セミナーにおいて発信した。
 - (オ) 環境教育に関するテキスト教材（日・英・スペイン語）及びマルチメディア教材（スペイン語）を作成するとともに、公開セミナーを開催した。

⑪環境管理

ア. 環境管理分野の協力については、以下のとおりプロジェクトを実施した。

- (ア) 大気環境（含む地球温暖化対策）：12件
- (イ) 水環境：17件
- (ウ) 廃棄物管理（含む循環型社会形成推進）：19件
- (エ) その他環境管理：9件

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。

- (ア) 環境管理分野（大気、水）の課題別指針を作成した。
- (イ) 環境管理分野（廃棄物管理）の課題別指針の草案を作成した。
- (ウ) ナレッジサイトに63件の情報を追加し、計117コンテンツとした。
- (エ) 環境管理分野のセミナー・勉強会を計38回開催した。

⑫水資源

ア. 水資源（防災を含む）分野の協力については、以下のとおりプロジェクトを実施した。

- (ア) 安全な水の安定した供給：46件
- (イ) 総合的な水管理の推進：10件
- (ウ) 防災対策の強化：36件

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。

- (ア) 中東地域の水資源指針（案）及び防災に関する課題別指針を作成した。
- (イ) 調査研究「水資源ボランティア調査」及び「アジアにおける水分野協力事例研究」を実施し、報告書を取りまとめた。
- (ウ) ソロモン諸島地震津波災害、ペルー地震災害及びバングラデシュサイクロン災害について、緊急ニーズ調査を実施した。
- (エ) 国連持続可能な開発委員会（19年4月、米国）、アジア防災会議（19年6月、カザフスタン）、カリブ地域防災会議（19年12月、バルバドス）、国際復興フォーラム（20年1月、神戸）、太平洋島嶼国に関する防災ワークショップ（20年3月、神戸）等の国際会議に出席し、事業紹介等を行った。

⑬貧困削減

ア. 貧困削減分野の協力については以下のとおりプロジェクトを実施した。

- (ア) 貧困削減に対する体制整備：11件
- (イ) 貧困層の収入の維持・向上：16件
- (ウ) 貧困層の基礎的生活の確保：13件
- (エ) 外的脅威の軽減：3件

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。

- (ア) ナレッジサイトの各種コンテンツへのアクセスを改善するため、サイトマップを作成するとともに、「国際的宣言」、「グアテマラ先住民地域におけるマイクロファイナンス活用事例」等のコンテンツを追加した。
- (イ) 参加型地域社会開発研修、貧困削減案件の事例紹介、有識者セミナー等を通じ、職員の理解促進及び情報共有を図った。また、ニュースレターを発刊し、貧困削減に係る情報共有・発信を促進した。
- (ウ) 貧困削減分野の課題別指針の改訂案を作成した。

⑭農業開発・農村開発

ア. 農業・農村分野の協力については以下のとおりプロジェクトを実施した。

- (ア) 政策立案・実施能力の向上：22件

- (イ) 持続可能な農業生産：５７件
 - (ウ) 安定した食料供給：１０件
 - (エ) 活力ある農村の振興：２５件
- イ．協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。
- (ア) 農業開発・農村開発の地域別指針として、「中南米における農業・農村開発協力方針（案）」を作成した。また、バイオ燃料分野に係る情報収集、分析を行い、同分野への協力に係る基本的な考え方を整理した。
 - (イ) 農業・農村開発分野に係る「途上国における有用技術及び大学との連携可能性検討調査」を実施し、日本の大学が開発した又は開発中の途上国に適用可能な有用技術のうち、特に適用性が高いと考えられる技術に関する実証試験を行った。また、「サブサハラ・アフリカにおける我が国灌漑稲作協力のインパクト調査」を実施し、タンザニア国ローア・モシ地域、ケニア国ムエア地域、ナイジェリア国ローア・アナンプラ地域を中心としたサブサハラ・アフリカにおけるわが国の灌漑稲作協力（有償資金協力、無償資金協力を含む）のレビューを行った。
 - (ウ) 灌漑分野における協力事例をレビューし、代表的な協力事例、教訓等を含む職員向け執務参考資料を作成した。また、「明るい農村開発ニュースレター」を発刊し、農業・農村開発及び水産分野課題に係る情報共有を図った。
 - (エ) 技術協力プロジェクト及び開発調査の全案件に、担当の課題アドバイザーを配置し、案件形成及びモニタリングの強化を図った。また、農業・農村開発分野課題に係る職員の技術力向上を目的として、灌漑、畜産等のサブセクターに係る部内研修及び国内現場視察を行った。

⑮水産開発

- ア．水産分野の協力については以下のとおりプロジェクトを実施した。
- (ア) 活力ある漁村の振興：１３件
 - (イ) 安定した食料供給（水産資源の有効利用）：１８件
 - (ウ) 水産資源の保全管理：１０件
- イ．協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。
- (ア) 水産分野の課題別指針及び西アフリカ地域の水産協力方針の骨子案を作成した。
 - (イ) 水産分野課題に係る職員の技術力向上を目的として、部内研修及び国内現場視察を行った。

⑯経済政策

- ア．経済政策については、以下のとおりプロジェクトを実施した。
- (ア) 適切なマクロ経済運営の基盤整備：７件
 - (イ) 財政システムの強化・安定：１５件
 - (ウ) 金融システムの強化・安定：５件
- イ．協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。
- (ア) 公共財政管理勉強会の活動を継続し、当該分野における協力のあり方について、より実践的な観点から検討を行った。
 - (イ) 財政分野のこれまでの協力活動を収集、分析して教訓を抽出し、各種案件資料と併せてナレッジサイトに公開した。
 - (ウ) 財務省、金融庁、日本銀行等の関係機関と情報共有及び意見交換を実施した。

⑰民間セクター開発

- ア．民間セクター開発分野の協力については以下のとおりプロジェクトを実施した。
- (ア) 中小企業振興：１３件
 - (イ) 貿易・投資促進：１３件
 - (ウ) 産業基盤整備：１１件
 - (エ) 産業技術向上：１２件
 - (オ) 観光：７件
 - (カ) 地場産業の振興：４件
- イ．協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。
- (ア) 貿易・投資促進プロジェクトの効果的実施を図るため、専門家、調査団員の人材確保に関し、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）と定期的な情報交換を行った。また、インドネシア向け案件形成検討会を実施した。
 - (イ) 観光分野の課題別指針について、過去の観光案件の課題を整理し、開発課題体系図を作成した。
 - (ウ) 地場産業振興プロジェクトの効果的実施を図るため、一村一品運動に関し、経済産業省、独立

行政法人日本貿易振興機構（JETRO）、財団法人海外技術者研修協会（AOTS）等との連携を強化するとともに情報共有を行った。

(エ) 経済協力開発機構－アフリカ開発のための新パートナーシップ（OECD－NEPAD）投資イニシアティブの円卓会議、OECD「開発のための投資」フォーラム等において、機構の取組について報告するとともに、アフリカにおける投資・貿易促進のための協力のあり方について他の援助国・機関と意見交換を行った。また、アフリカ諸国向け民間セクター開発分野の案件形成に係る要望調査セミナーを、在外事務所職員を対象に実施した。

(オ) 民間セクター開発分野の勉強会資料をナレッジサイトに掲載し、ナレッジサイトの充実を図った。

⑩資源・エネルギー

ア. 資源・エネルギー分野の協力については以下のとおりプロジェクトを実施した。

(ア) 電力・エネルギー：31件

(イ) 省エネルギー：5件

(ウ) 資源・鉱業振興：11件

イ. 協力事業の質を向上を目的とした以下の活動を行った。

(ア) 省エネルギー分野における案件形成支援のため、引続きアジアを中心としたエネルギー消費大国の省エネの現状につき情報収集を行うとともに、インドネシア、ベトナム、スリランカ等で具体的な案件形成を行った。

(イ) 電力・エネルギー分野において、円借款との連携案件（バングラデシュ火力発電、スリランカ水力発電、ブータン地方電化、ベトナム電力）の発掘・形成支援、実施に努めた。また、第4回アフリカ開発会議（TICADIV）に向けてアフリカ地域の電力案件（ウガンダ、ケニア、タンザニア、ザンビア、シエラレオネ）の発掘・形成支援、実施に努めた。「アジア電力フォーラム」、「エネルギー政策」等、新規に課題別研修を立上げ、電力・エネルギー行政官、日本の電力関係者と案件発掘・形成支援、実施のための意見交換を行った。

(ウ) わが国の資源外交の動きを踏まえ、マダガスカル、カンボジア等で案件形成を行った。また、民間との連携を意識し、本邦及び第三国での民間企業を対象とした投資セミナーに積極的に参加した。

2. 独立行政法人国際協力機構の概要

(1) 業務内容

(ア) 目的

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）は、開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）に対する技術協力の実施並びに無償の資金供与による開発途上地域の政府に対する国の協力の実施の促進及び開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の発展又は復興に寄与し、国際協力の促進に資することを目的とする。（独立行政法人国際協力機構法 第三条）

(イ) 業務の範囲

- 一 条約その他の国際約束に基づく技術協力の実施に必要な次の業務を行うこと。
 - イ 開発途上地域からの技術研修員に対し技術の研修を行い、並びにこれらの技術研修員のための研修施設及び宿泊施設を設置し、及び運営すること。
 - ロ 開発途上地域に対する技術協力のため人員を派遣すること。
 - ハ ロに掲げる業務に係る技術協力その他開発途上地域に対する技術協力のための機材を供与すること。
 - ニ 開発途上地域に設置される技術協力センターに必要な人員の派遣、機械設備の調達等その設置及び運営に必要な業務を行うこと。
 - ホ 開発途上地域における公共的な開発計画に関し基礎的調査を行うこと。
- 二 条約その他の国際約束に基づき開発途上地域の政府に対して行われる無償の資金供与による協力（資金を贈与することによって行われる協力をいい、以下この号において「無償資金協力」という。）の実施の促進に必要な次の業務を行うこと。
 - イ 次に掲げる無償資金協力に係る契約の締結に関し、調査、あっせん、連絡その他の必要な業務を行うこと。
 - (1) 条約その他の国際約束に基づく技術協力のための施設（船舶を含む。以下この号において同じ。）の整備（当該施設の維持及び運営に必要な設備及び資材の調達を含む。以下この号において同じ。）を目的として行われる無償資金協力
 - (2) 条約その他の国際約束に基づく技術協りに密接な関連性を有する事業のための施設の整備を目的として行われる無償資金協力
 - (3) 条約その他の国際約束に基づく技術協りに密接な関連性を有するものとして外務大臣が指定する無償資金協力
 - ロ イに規定する契約の実施状況に関し、必要な調査を行うこと。
- 三 国民、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人その他民間の団体等の奉仕活動又は地方公共団体若しくは大学の活動であって、開発途上地域の住民を対象として当該

開発途上地域の経済及び社会の発展又は復興に協力することを目的とするもの（以下この号において「国民等の協力活動」という。）を促進し、及び助長するため、次の業務を行うこと。

- イ 開発途上地域の住民と一体となつて行う国民等の協力活動を志望する個人の募集、選考及び訓練を行い、並びにその訓練のための施設を設置し、及び運営すること。
- ロ 条約その他の国際約束に基づき、イの選考及び訓練を受けた者を開発途上地域に派遣すること。
- ハ 開発途上地域に対する技術協力のため、国民等の協力活動を志望するものからの提案に係る次の事業であつて外務大臣が適当と認めるものを、当該国民等の協力活動を志望するものに委託して行うこと。

- (1) 当該開発途上地域からの技術研修員に対する技術の研修
- (2) 当該開発途上地域に対する技術協力のための人員の派遣
- (3) 当該開発途上地域に対する技術協力のための機材の供与

ニ 国民等の協力活動に関し、知識を普及し、及び国民の理解を増進すること。

四 移住者に対する援助及び指導等を国の内外を通じ一貫して実施するため、次の業務を行うこと。

- イ 海外移住に関し、調査及び知識の普及を行うこと。
- ロ 海外において、移住者の事業、職業その他移住者の生活一般について、相談に応じ、及び指導を行うこと。
- ハ 海外において、移住者の定着のために必要な福祉施設の整備その他の援助を行うこと。

五 開発途上地域等における大規模な災害に対する国際緊急援助活動（国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）第二条に規定する活動をいう。）その他の緊急援助のための機材その他の物資を備蓄し、又は供与すること。

六 第一号、第三号ハ及び前号並びに次項の業務の遂行に必要な人員の養成及び確保を行うこと。

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。

- 一 国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づき、国際緊急援助隊を派遣すること
- 二 国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づき、国際緊急援助活動に必要な機材その他の物資の調達、輸送の手配等を行うこと。

（独立行政法人国際協力機構法 第十三条）

（2）事務所の所在地

〒151-8558 東京都渋谷区代々木 2-1-1 新宿マインズタワー6～13 階

Tel : (03) 5352-5311～5314（受付台）、Fax : (03) 5352-5032・5150（総務部）

(3) 資本金の額

83,333百万円（平成20年3月31日現在）

(4) 役員 の 状 況

平成20年3月31日現在の役員 の 情 報 は 以 下 の 表 の と お り。

No	役職名	氏 名	就任日	前 職
1	理事長	緒方 貞子	H15. 10. 1	国連難民高等弁務官
2	副理事長	大島 賢三	H19. 10. 1	国連日本政府代表部大使
3	理事	黒木 雅文	H18. 5. 8	駐インドネシア日本大使館公使
4	理事	金子 節志	H17. 4. 1	国際協力機構人事部長
5	理事	上田 善久	H17. 6. 7	米州開発銀行理事
6	理事	松本 有幸	H18. 1. 26	農林水産省関東農政局長
7	理事	橋本 栄治	H19. 10. 1	国際協力機構理事長室長
8	理事	永塚 誠一	H19. 10. 1	経済産業省通商政策局通商交渉官
9	監事	船渡 享向	H17. 12. 16	会計検査院第5局長
10	監事	金丸 守正	H19. 10. 1	国際協力機構人事部長

(5) 職員 の 状 況

常勤職員数：1, 326人（平成20年3月31日現在）

(6) 設 立 の 根 拠 と なる 法 律

独立行政法人国際協力機構法（平成14年12月6日法律第136号）

(7) 主 務 大 臣

外務大臣

(8) 沿 革

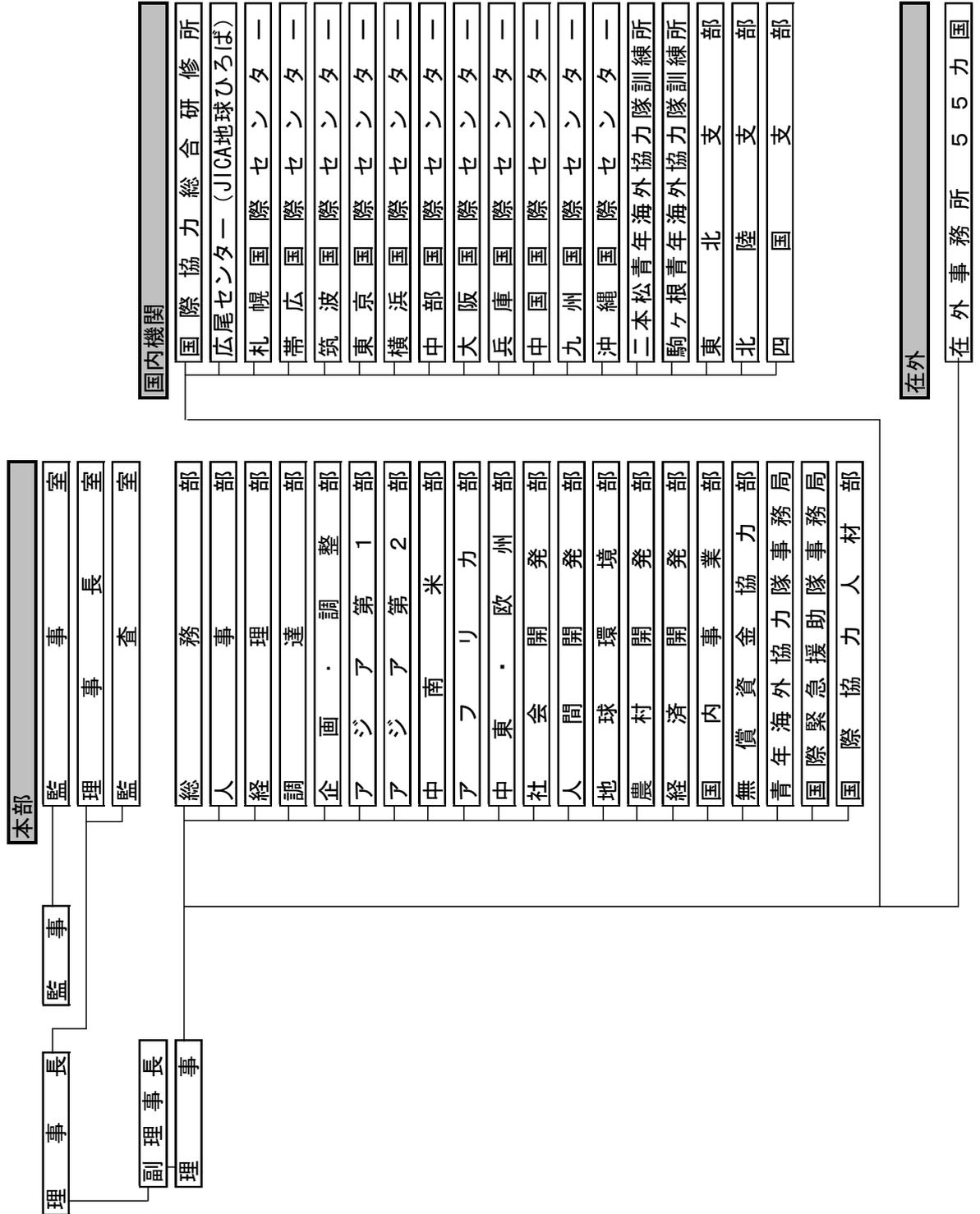
- 1962年 海外技術協力事業団が設立され、政府の技術協力事業が一元的に実施される基盤が整備された。
- 1963年 海外移住事業団が設立され、移住者の送出国と移住先における支援を一貫して行う体制が整備された。
- 1974年 海外技術協力事業団、海外移住事業団及び（財）海外農業開発財団の業務、並びに（財）海外貿易開発協会の業務の一部が統合され、国際協力事業団（JICA）が発足した。発足当初の業務内容は、技術協力、青年海外協力隊派遣、開発投融資、海外移住、援助人材の養成及び確保であった。
- 1978年 業務内容に無償資金協力の実施促進事業が追加された。
- 1984年 業務内容に青年招へい事業が追加された。

- 1987年 業務内容に災害援助等協力事業が追加された。
- 1988年 業務内容に援助効率促進事業が追加された。
- 1990年 業務内容にシニアボランティア派遣業務が追加された。
- 2001年 特殊法人等整理合理化計画により、国際協力事業団は独立行政法人とすることが決定された。また、開発投融资事業は廃止すること（平成15年度以降は、既に承諾済みの案件に限り融資を行う）、海外移住事業については入植地事業及び移住者送出業務を廃止すること、並びに融資事業は段階的に整理し平成17年度末に廃止すること、が決定された。
- 2003年10月 独立行政法人国際協力機構が発足した。

(9) 組織図

次頁のとおり。

独立行政法人国際協力機構 組織図（平成20年3月）



独立行政法人国際協力機構 組織図別紙 在外の体制 (平成20年3月)

事務所 (55カ国) 地域支援事務所 (6地域)

アジア地域

インドネシア事務所
ベトナム事務所
ウズベキスタン事務所
カンボジア事務所
スリランカ事務所
タイ事務所 (アジア地域支援)
中華人民共和国事務所
ネパール事務所
パキスタン事務所
バングラデシュ事務所
フィリピン事務所
マレーシア事務所
ミャンマー事務所
モンゴル事務所
ラオス事務所
東チモール事務所
キルギス共和国事務所

アフリカ地域

エチオピア事務所
ケニア事務所 (東南部アフリカ地域支援)
ザンビア事務所
セネガル事務所 (中西部アフリカ地域支援)
タンザニア事務所
ナイジェリア事務所
マラウイ事務所
南アフリカ共和国事務所 (アフリカ地域支援)
マダガスカル事務所
モザンビーク事務所
ニジェール事務所
ウガンダ事務所
ブルキナファソ事務所

大洋州地域

パプアニューギニア事務所
フィジー事務所 (大洋州地域支援)

北中米・カリブ地域

アメリカ合衆国事務所
アルゼンチン事務所
ドミニカ共和国事務所
ブラジル事務所
ペルー事務所
ボリビア事務所
ホンジュラス事務所
エルサルバドル事務所
メキシコ事務所 (中米・カリブ地域支援)

中東地域

アフガニスタン事務所
エジプト事務所
サウジアラビア事務所
ヨルダン事務所
シリア事務所
チュニジア事務所
トルコ事務所
パレスチナ事務所
モロッコ事務所

欧州地域

欧州事務所
バルカン事務所

